



United Nations
Climate Change



COP28 UAE

DUBAI 2023

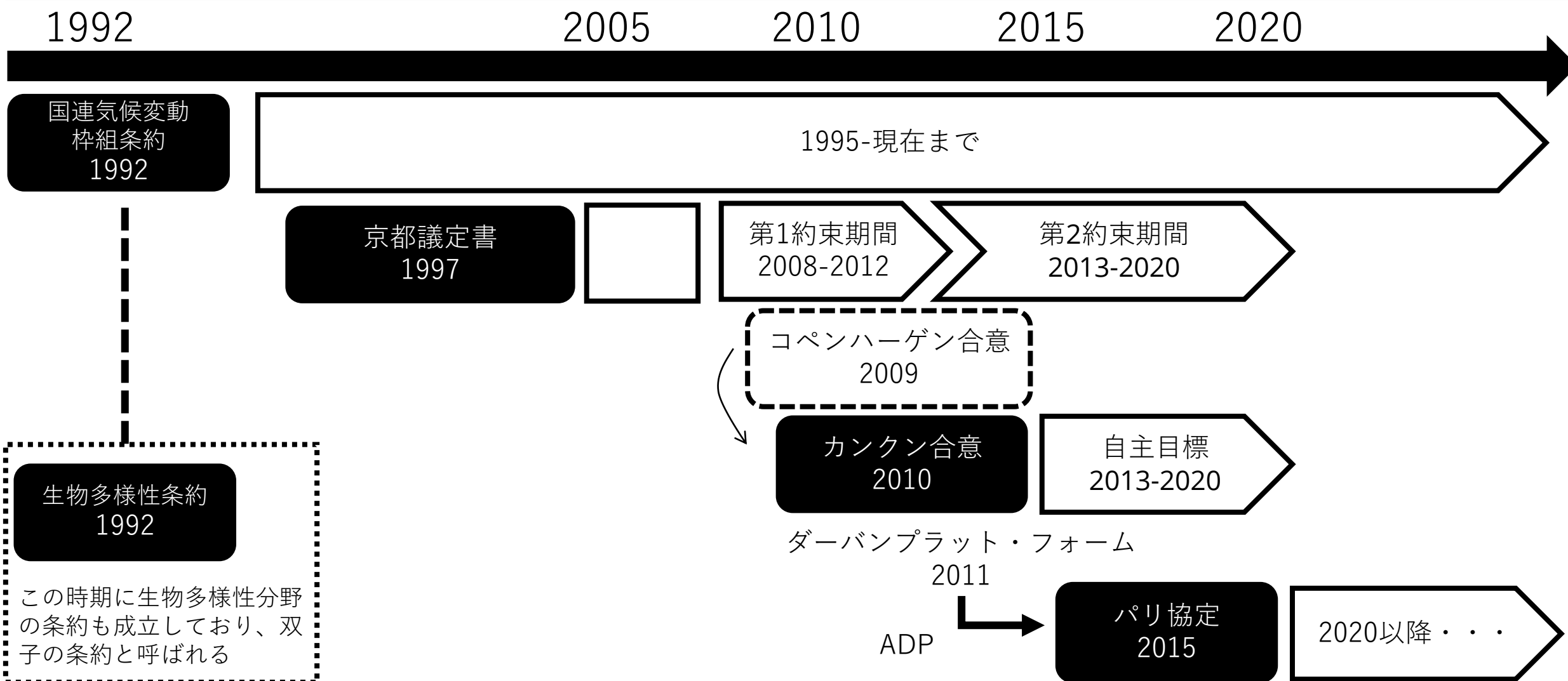
COP29における気候資金および 損失と損害に関する論点

WWFジャパン 自然保護室長 山岸 尚之

2024年10月25日

© Naoyuki Yamagishi / WWF Japan

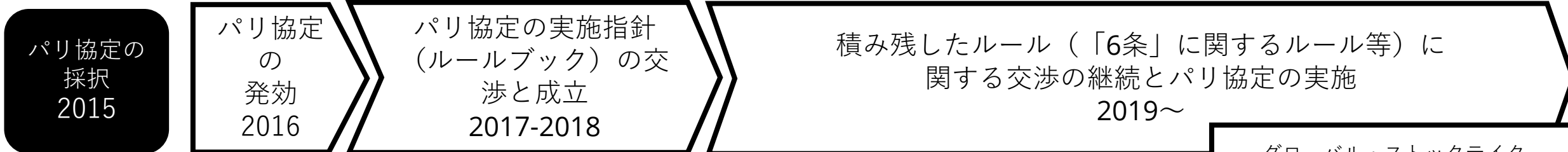
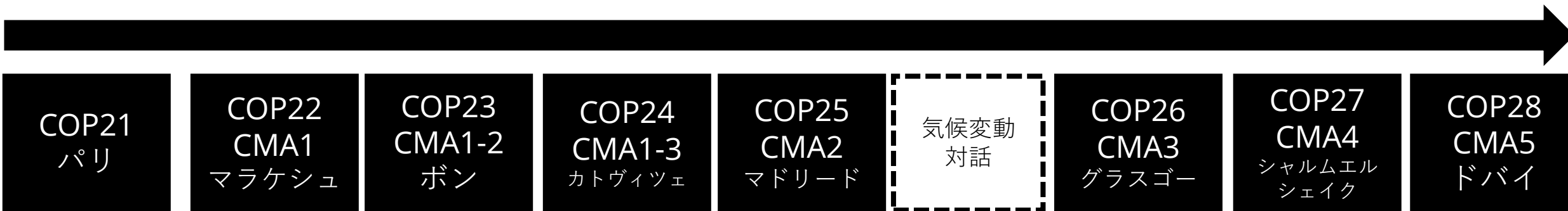
パリ協定成立までのおおまかな流れ



パリ協定成立以降のおおまかな流れ



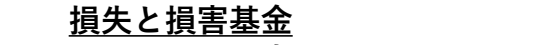
2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023



各国のINDC提出



各国のNDC提出

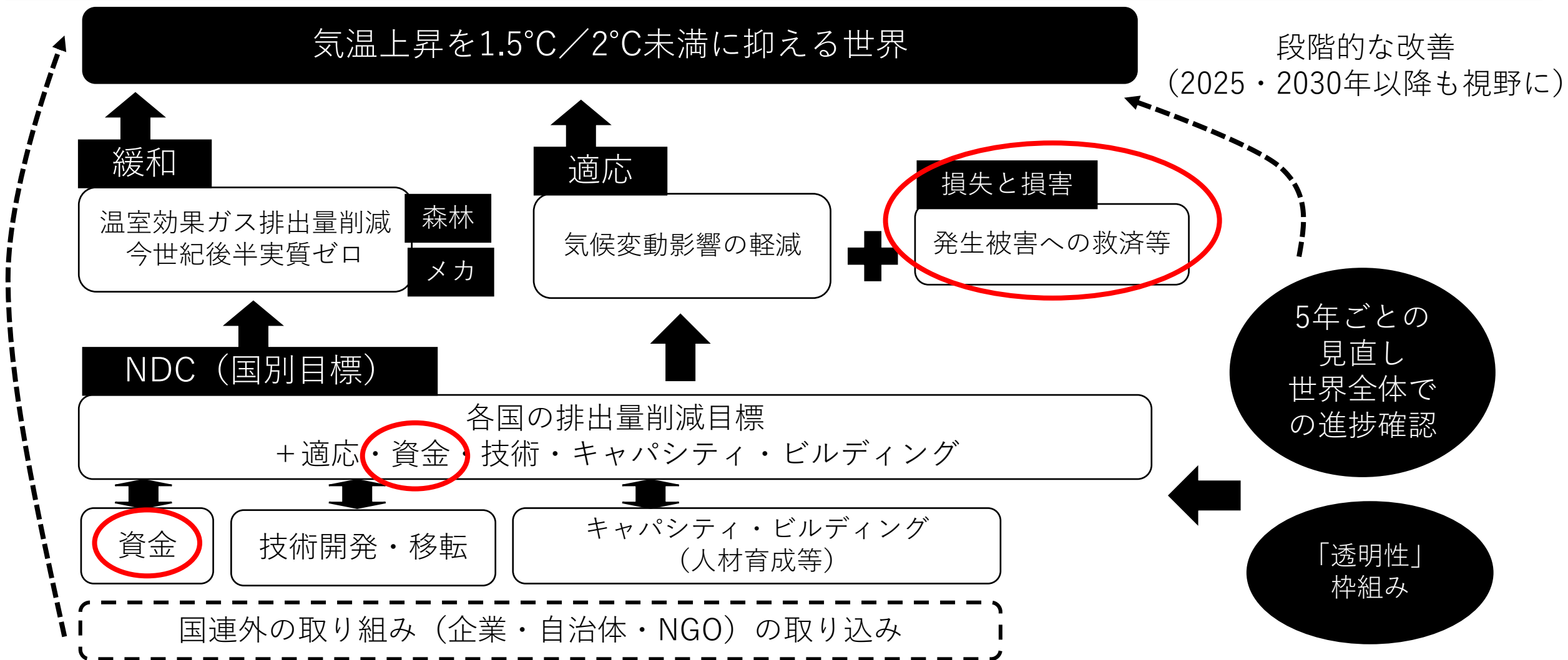


COP決定での
石炭火発の
段階的削減宣言



GSTの
結論としての
化石燃料からの
決別宣言

パリ協定の中での「資金」「損失と損害」の位置づけ



気候資金

UNFCCC下での気候資金



基金として あるもの

※それぞれの基金からの報告や、基金に対する指針が議題としてある

GEF（地球環境ファシリティ）

1994年条約発効から資金メカの運用組織として

特別気候変動基金（SCCF）

2001年に条約の下に設立。共にGEFによる管理。

後発開発途上国基金（LDCF）

適応基金（AF）

2001年に当初は京都議定書の下に設立

GCF（グリーン気候基金）

2010年に設立

損失と損害に対応するための基金

2022年に設立→2023年に運用化合意

CMAでの 主要な議題

※資金関連だけでも、上記基金関係と合わせて全部で11個ある。一部はCOPと共通議題。

適応に関する気候資金倍増目標に関する報告

COP26で合意された同目標についての進捗確認

資金に関する常設委員会の報告

様々な資金メカに間をつなぐ役割。数字の整理も

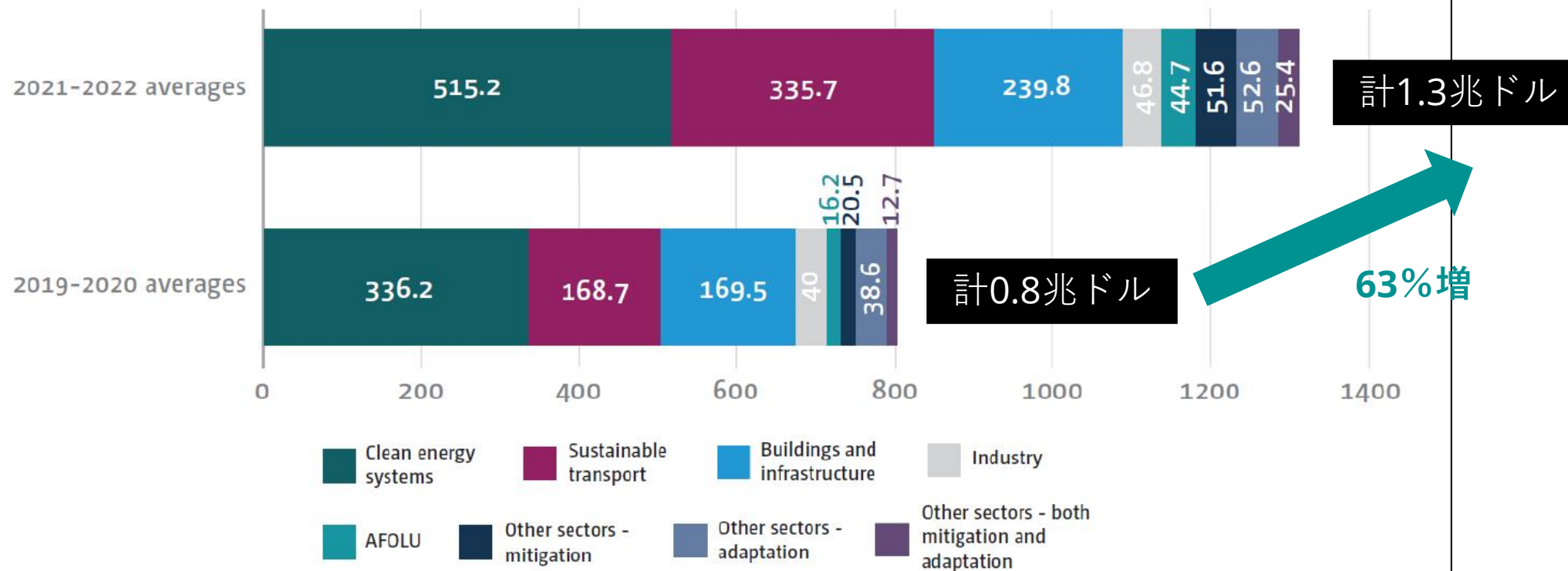
長期資金

今回の主要議題である2025年以降の資金目標

気候資金全体の流れは増加傾向にある



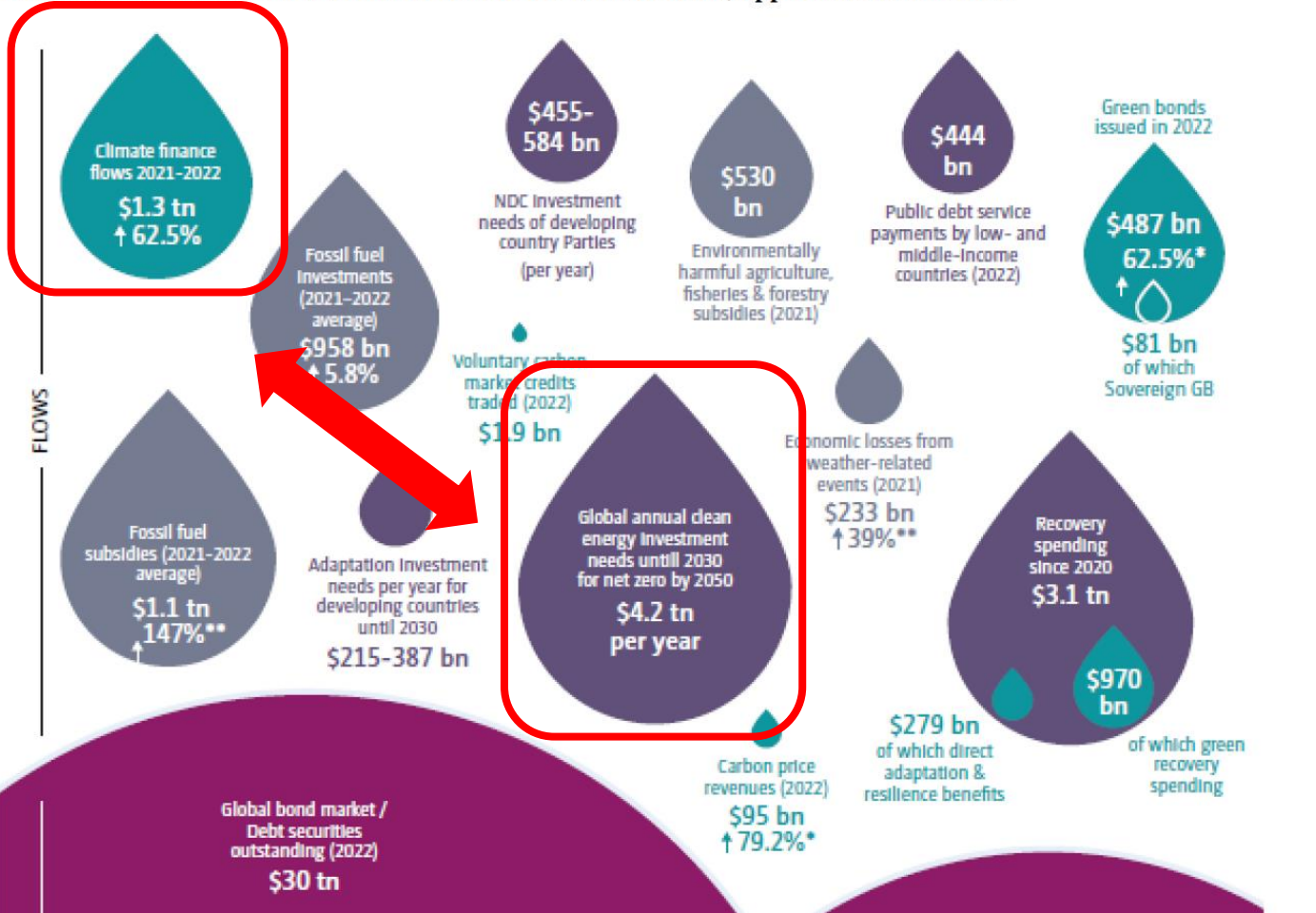
Figure 1
Global climate finance flows in 2019–2022 by sector
(Billions of United States dollars)



(出所) Standing Committee on Finance (2024) Report of the Standing Committee on Finance. Addendum. Sixth Biennial Assessment Overview of Climate Finance Flows. FCCC/PA/CMA/2024/8/Add.1 <https://unfccc.int/documents/641050>

必要な金額との比較ではまだ少ない

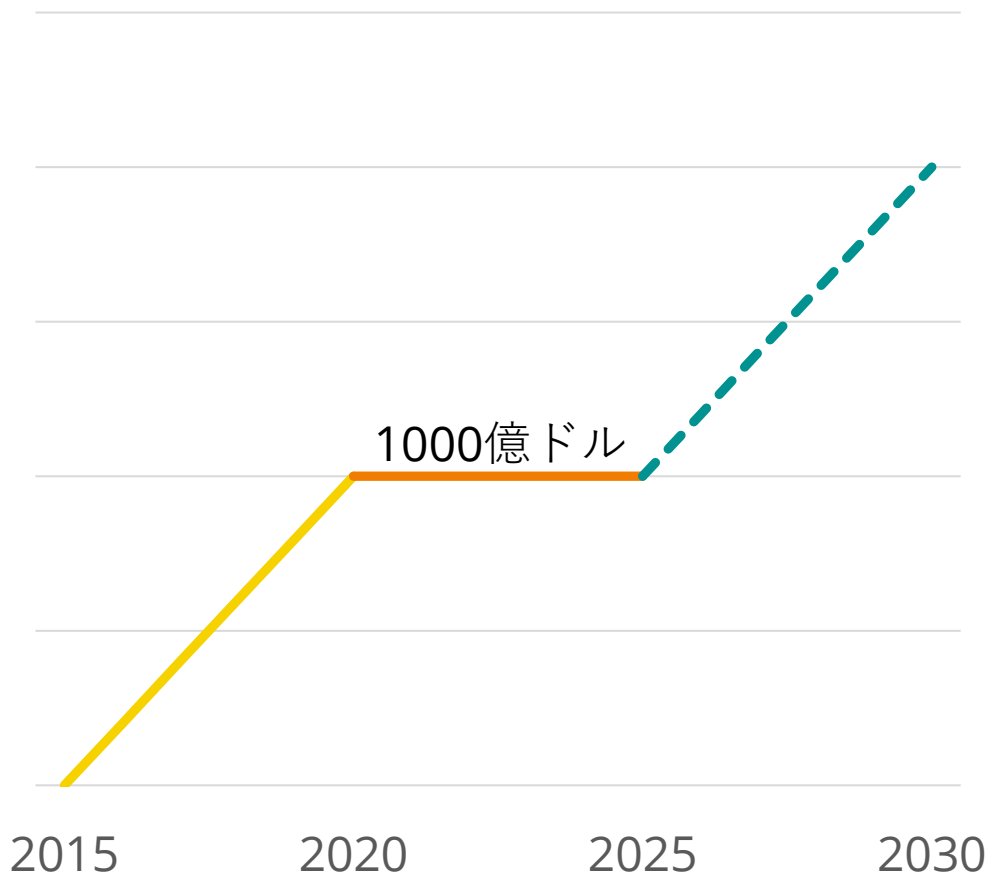
Figure 5
Global climate finance in the context of broader finance flows, opportunities and costs



(出所)

Standing Committee on Finance (2024) Report of the Standing Committee on Finance. Addendum. Sixth Biennial Assessment Overview of Climate Finance Flows. FCCC/PA/CMA/2024/8/Add.1
<https://unfccc.int/documents/641050>

新規合同数値目標（New Collective Quantified Goal）議論の推移



2009年 コペンハーゲン合意 + 2010年 カンクン合意

- 2020年までに年間1000億ドルを動員する

2015年 パリ協定 / COP21決定

- 引き続き先進国は途上国への資金を供与する
- 1000億ドルの資金供与を2025年まで継続する
- **2025年より前**に新しい資金目標についても合意する
- 新資金目標は**1000億ドルを底**とすること

2021年 COP26（CMA3）決定

- **2022年～2024年を期間とする特別作業計画**において、気候資金に関する新規合同数値目標（New Collective Quantified Goal）を議論する。年4回の専門家対話（TED）。

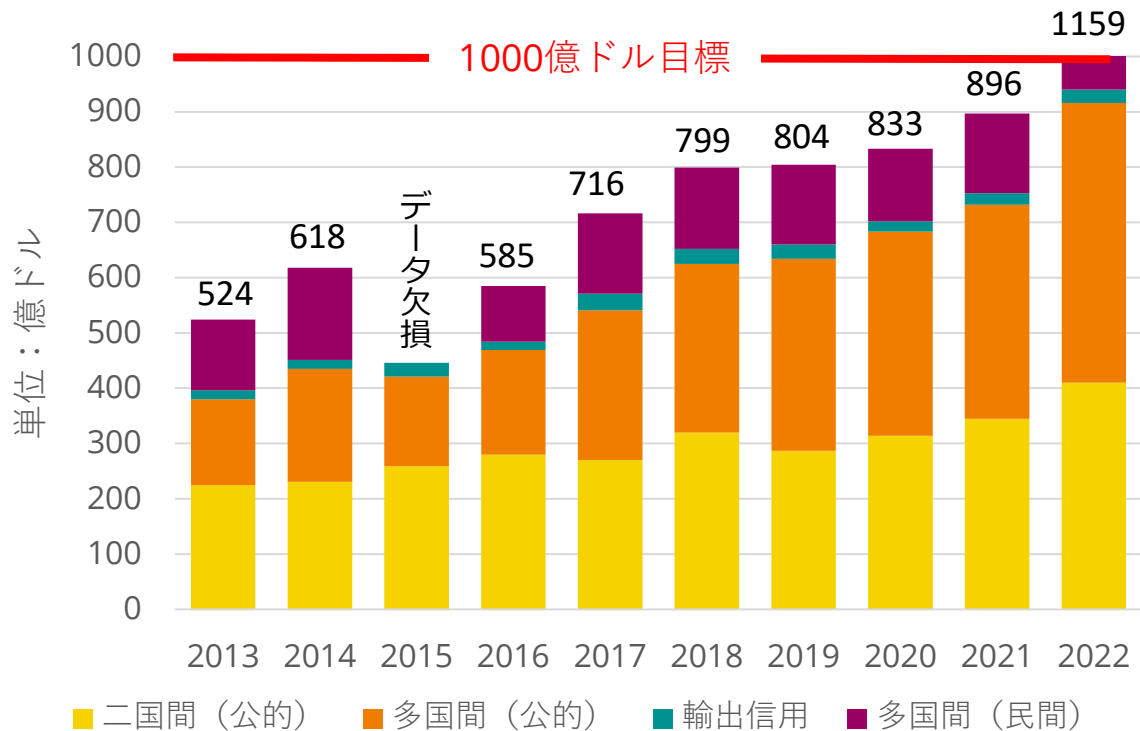
2023年 COP28（CMA5）決定

- COP29（CMA6）に向けて、3回のTEDと**特別作業計画会合（MAHWP）**で**交渉テキスト草案**を作っていくことに合意。

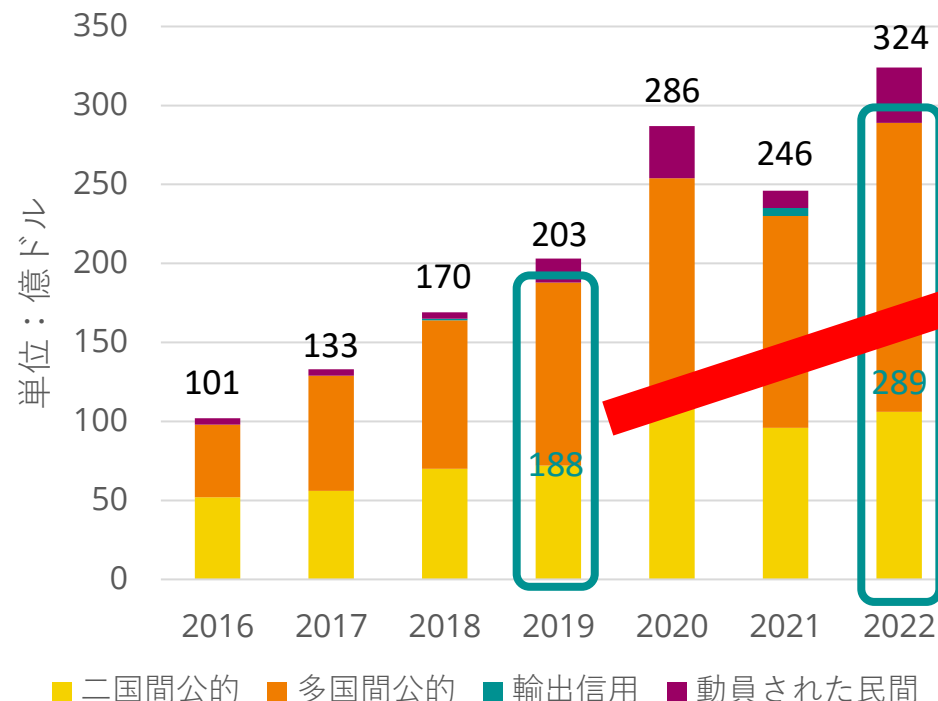
気候資金の状況



気候資金の供与額・動員額（2013～2022年）



気候資金の分野別金額（2016～2022年）



25年「2倍」目標へは半分ほど

- 2020年時点では1000億ドル目標は達成できず、2年遅れの**2022年時点での達成**となった。
- COP26で掲げられた「2025年までに2019年比で適応資金2倍」目標へは、**本統計をベースにするなら半分まで**来た。

（出所） OECD (2024) *Climate Finance Provided and Mobilised by Developed Countries in 2013-2022* <https://doi.org/10.1787/19150727-en>.

各国のおおよその立場

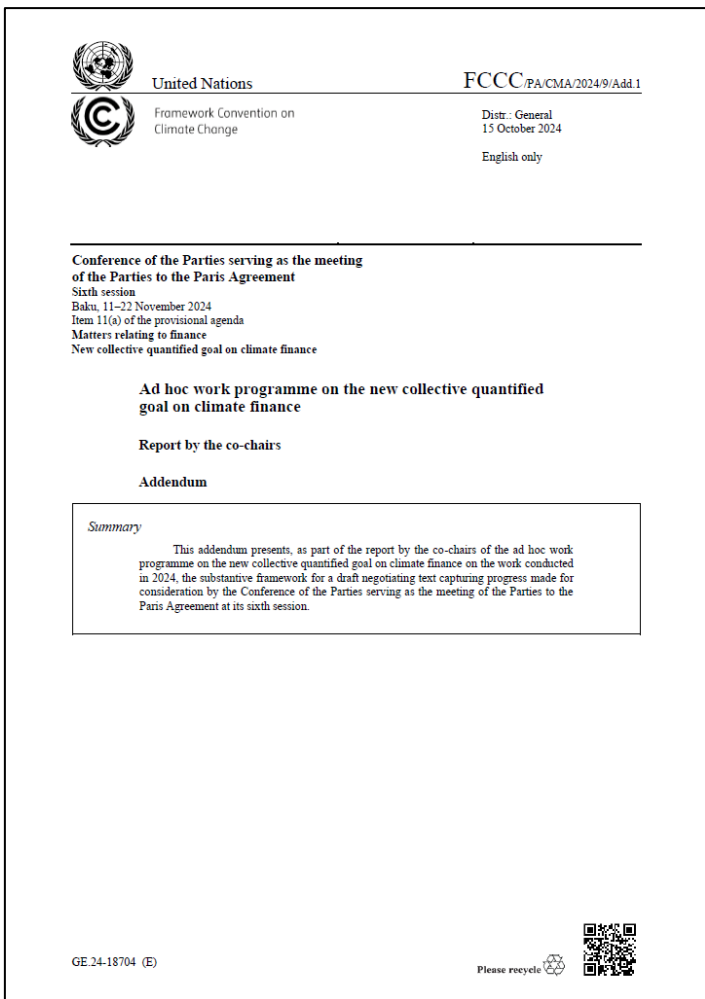


MAHWP: Updated input paper より抜粋 ※分かりやすさ優先のざっくりとしたまとめのため、正確性には欠ける

グループ	金額規模と時間軸
アラブ	2025年から2029年まで年1.1兆ドルの動員 年最低4410億円の供与
アフリカ交渉官グループ	2030年まで年1.3兆ドル、累積6.5兆ドル
AILAC	2035年まで年XXX兆ドルを、無償もしくは無償と同等の形式で供与する。加えて、XXX兆ドルを動員する。 そのうちXX%を適応に、XX%を緩和に、XX%を損失と損害に。
AOSIS	少なくとも年XXX兆ドルを、無償と同等の形式で供与する。加えて、少なくとも年XXX兆ドルを動員する。分野ごとにX%という目標を定める。
EU	2035年までにXX兆ドルの世界中の投資資金の流れを。うちXX十億ドルを国際的に供与および動員された気候資金として。
LDC	年単位での無償資金ベースでの目標であるべき。分野ごとの目標があるべき。時間軸は10年単位で、5年ごとの見直しが必要。
US	世界的に、〇〇年までにX兆ドルを投資する（公的・民間、国際・国内）。支援はXX十億ドル。

NCQG/2024/MAHWP3/Co-chairs'InputPaper/11

現状の交渉テキスト案に見られる議論の分かれ目



交渉テキスト内で目標について示されている選択肢案

【選択肢1】 目標年までもしくはある期間内での、先進国から途上国への気候資金の供与 (provision) および動員 (mobilization) に関する、年間での金額目標

【選択肢2】 途上国に対する国際支援およびその他要素 (民間資金等)を核とする、世界全体もしくは途上国に対する投資 (investment)の、年間での金額目標

【選択肢3】 選択肢1・選択肢2をある期間の累積目標としたもの

上記の主要な選択肢に明らかに見られる論点以外にも以下のような論点がある

- 途上国の一部が参加するのか（※選択肢2の中には先進国と“他の国々”といった表現も見られる）
- 無償資金ベース（grant-equivalent）での数字が入るのか
- 先進国内の負担分担を明確にするのか
- テーマごと（緩和、適応、損失と損害など）
- 受取国の中で島嶼国や後発開発途上国を特別にするのか

FCCC/PA/CMA/2024/9/Add.1

損失と損害

COP27・28での「損失と損害」基金の設立と運用化



途上国

- 具体的な基金の設立を要求。
- 損失と損害は分野の性質上、公的資金の役割が大きい。



先進国

- 膨大な額になりえること、賠償・補償問題に繋がることを危惧。
- 既存の資金源や民間も含めた多様な資金源での対応を主張。

COP27
(シャルムエルシェイク)

- 「損失と損害」に関する **基金の設立** を決定

COP28
(ドバイ)

- 「損失と損害」に関する基金の **運用化** を決定
- 基金は、（条件付きで） **世銀によってホスト** されつつも、 **独立した事務局** が設けられ、 **26名からなる理事会** によって管理されることが決まった
- 各国が拠出の意思表明を開始し、 **約7億9200万ドルの表明** があった。
- COP後、第2回目の理事会会合（7月）で、 **フィリピン** が理事会のホスト国に

気候資金に関する 新規合同数値目標（NCQG） の中での位置づけ

- COP29では、**新しい気候資金目標**が主要議題になる
- 具体的には、これまでの「2020年までに年間1000億ドルの資金動員」という目標に代わる、**2025年以降の新しい目標**を設定する
- その新しい気候資金目標 = **新規合同数値目標（NCQG; New collective quantified goal）の全体目標が決まる一方で、「損失と損害」が下位目標**のような形で位置づけられるかどうか

その他

- これまで、「損失と損害」への対策を議論する主要な場として機能してきた**ワルシャワ国際メカニズム（WIM）のレビュー**が行われる
- 2013年の設立から10年が経過している。大きな変更が予定されているわけではないが、**基金との連携**は期待されている

基金の理事会

- COP後の12月に第4回理事会会合が開催される
- 基金が、**本当に資金を配れるようになるまで**には、まだ合意しなければいけない規則類が残っている